

三股町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
三股町長
三股町議会議長
三股町教育委員会
三股町選挙管理委員会
三股町代表監査委員
三股町農業委員会

三股町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、三股町長、三股町議会議長、三股町教育委員会、三股町選挙管理委員会、三股町代表監査委員及び三股町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、特定事業主行動計画策定検討委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町代表監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

内閣府令第2条に基づき、まず把握する項目は以下の7項目です。

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）
- ③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

(1) 把握する項目の状況

1. 女性職員の採用割合（平成27年4月1日現在）

区分	全体	女性	男性
採用人数	5人	2人	3人
採用割合	100.0%	40.0%	60.0%

※ 採用割合（小数点以下第2位を四捨五入）

2. 継続勤務年数（男女の差異）（平成27年3月31日現在）

区分	全体	女性	男性	差(男-女)
職員数差(男-女)	172人	61人	111人	50人
年数差(男-女)	19.1年	17.2年	20.2年	3.0年

※ 継続勤務年数は単純に職員数（再任用職員を除く。）で除したものです。（小数点以下第2位を切り捨て）

3. 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（平成26年度）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
一人当たり 超過勤務時間	17.0時間	11.1時間	11.9時間	14.9時間	12.2時間	9.6時間

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一人当たり 超過勤務時間	12.9時間	18.8時間	17.4時間	10.7時間	12.9時間	11.1時間

※ 一人当たり超過勤務時間は職員数159名（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除したものです。

（小数点以下第2位を四捨五入）

4. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（平成27年4月1日現在）

区分	全体	女性	男性
対象人数	15人	0人	15人
割合	100.0%	0.0%	100.0%

※ 割合（小数点以下第2位を四捨五入）

5. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成27年4月1日現在）

区分	全体		女性		男性	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
課長級	15人	100.0%	0人	0.0%	15人	100.0%
課長補佐級	37人	100.0%	7人	19.0%	30人	81.0%
係長級	53人	100.0%	21人	40.0%	32人	60.0%

※ 各区分の割合（小数点以下第2位を四捨五入）

6. 男女別の育児休業取得率（平成26年度）

区分	女性	男性
対象人数	5人	3人
取得人数	5人	0人
取得率	100.0%	0.0%
平均取得期間	116.4日	0日

※ 平均取得期間（小数点以下第2位を四捨五入）

7. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための
休暇取得率及び平均取得日数（平成26年度）

区分	男性
対象人数	6人
取得人数	3人
取得率	50.0%
平均取得期間	2.3日

※ 平均取得期間（小数点以下第2位を四捨五入）

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町代表監査委員事務局及び町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行っ

た結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(2) 目標設定

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

1. 女性登用関係

平成30年度までに、管理的地位にある職員に女性職員を1人以上登用する。

2. 長時間勤務関係

① 平成30年度までに、職員の超過勤務時間の総時間数を、平成26年度実績(25,533時間)から10%引き下げ、22,900時間以下(一人当たり月12時間以下)にする。

② 平成30年度までに、職員の年次有給休暇の取得日数を、平成27年実績(年11.29日)から15%引き上げ、年13日以上にする。

3. 男性の育児参加関係

① 平成30年度までに、制度利用が可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得を80%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町代表監査委員事務局及び町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 取組及び実施時期

1. 女性登用関係

① 平成28年度より、女性職員を対象とする研修や外部研修(市町村アカデミー等)への派遣を行う。

② 平成28年度より、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材の確保を念頭においた人材育成を行う。

2. 長時間勤務関係

① 平成28年度より、効率的な事務処理の仕組みを確立して、総実労働時間の短縮を図る。

② 平成28年度より、マンスリー休暇やノー残業デーの周知に努め、職員の健康保持及びワークライフバランスの安定並びに日常業務における公務能率の向上を図る。

3. 男性の育児参加関係

① 平成28年度より、制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛ける。